

境目奉行申達書に記された城郭修補申請の実態 — 秋田藩における事例 —

黒川 陽介*

はじめに

当館所蔵の守屋家資料¹⁾の中には、秋田藩が城郭修補申請のために作成した絵図や古文書類が含まれている。筆者はかつて、上記の絵図や古文書類の整理と分析を試みたが²⁾、後者の古文書類（「土居崩」文書）を取り上げた際には、主に文書を様式ごとに分類し、各様式の用途等を考察することに取り組んだ。

秋田藩においては、藩境相論や藩境の管理などを担当していた境目方が城絵図の作成にも携わっており³⁾、それにともない城郭修補申請に関わる文書も作成している。守屋家資料の「土居崩」文書の中にも、境目奉行が差出人となっているものを数多く確認することができる。秋田藩が行った城郭修補申請の実態を探る上で、「土居崩」文書の分析が不可欠であることは言うまでもない。ところが筆者のかつての論考は、先に触れた通り「土居崩」文書の様式・形態を調査することを主目的としていたため、内容自体の分析を十分に実施するまでには至らなかった。

そこで本稿では、「土居崩」文書の中でも境目奉行申達書と呼ばれる様式を取り上げ、記載されている内容の整理を進めることとする。これによって、秋田藩境目方が執り行った城郭修補申請の実態について具体的に考察したいと思う。

1 分析に入る前に（確認事項）

（1）境目奉行申達書の概要

守屋家資料の中に見られる「土居崩」文書の中には、代表的な様式を次の通り5種類見出すことができる⁴⁾。なお、以下の様式名に続く[]内は文書の差出人である。

様式A：願書 [藩主]

様式B：御注書 [藩主]

様式C：間数書（間数書付） [境目奉行]

様式D：申達書 [境目奉行]

様式E：目録 [境目奉行]

このうち本稿で分析の対象とするのが、様式Dの境目奉行申達書（以下、申達書と略記する）である。次に掲載する史料は、そのうちの1点である。なお、以後の本文中に掲載する史料に付けた「史料」で始まる数字は、後述する表1で整理した史料の通し番号と対応する。もう一つの「守屋」で始まる数字は、守屋家資料整理番号の下4桁の数字である（上3桁はいずれも357番であるため、ここでは省略している）。

【史料21／守屋3113号】

覚

一御居城土居崩御本図御下絵図壹枚、天保十亥年中〔平出〕言上被成置候御例ニ準、仕裁差遣候間、公儀江被差上候御絵図并御用番御老中江被指上候御絵図、於其表先例之通、間似合江御認御仕裁可被成候

一以前之通御控御絵図朱引字付御末書相調遣候間、〔平出〕言上相済候ハ、此方より為指登候御絵図者其表江被留置、其表ニ而御仕裁之御控御絵図并御奉書写共此方江可被指下候、尤御振合違候所有之候ハ、其処被指印可被指下候

一御本絵図江者、〔平出〕御居判有之候

一御注書江者、〔平出〕御判無之候

一御門前々より為指名無之候、若御吟味候ハ、御指心得其形可被仰達候、

一崩処高幅而巳御絵図江相印、深以前より印不申候得共、若御入用も難斗、別紙間数書江相調遣申候、以上

六月

御境目奉行

守屋家資料の中には、表1にあるように現時点で合計22点の申達書を確認することができる⁵⁾。申達書は、国元の境目方が作成した絵図に添付さ

*秋田県立博物館

れて、江戸藩邸の留守居へ送付されたものと考えられる⁶⁾。主な内容は、城郭修補願絵図の様式に関する申し送り事項や、申請後の事後処理等についての指示・連絡事項である。そのため、他の「土居崩」文書とは異なり長文になるものが多く、また過去の先例を引用しながら細かく込み入った内容にまで言及していることが特徴的である。

表1では、その22点の申達書の主な記載事項の概要を項目別に整理してみた。22点のうち、裏面に年代が書かれた貼紙のあるものが4点見えるが(史料10~13)、それらを含め発行年が文書に直接記されているものはない。従って正確な発行年を特定することはできないが、本文中で言及されている先例の年代を参考にして、推定される年代順に並べてみた。

また周知の通り、秋田藩では藩主佐竹氏の居城である久保田城(現・秋田県秋田市:史料上は「秋田(居)城」と表記されることが多い)に加え、大館城(現・秋田県大館市)と横手城(現・秋田県横手市)を支城として保有することを認められている⁷⁾。従って、秋田藩における城郭修補申請とは、上記3城郭が対象となる。なお、申達書の中には、同時に複数の城郭の修補申請を取り扱っているものも見られる。

次章以降、この表1をもとにして、秋田藩境目方で作成された申達書の分析を進めていきたい。

(2) 本文中に頻出する用語について

申達書の本文には、城郭修補願絵図に関する用語がいくつか登場する。申達書の分析に入る前に、これらの用語が指し示すものをあらかじめ確認しておく必要がある。

ア、「朱引」

城郭修補願絵図(図1)では、土居(土塁)が損壊した箇所を図示する朱線が引かれ、例えば「此所土居高○間幅○間崩申候」などと、損壊箇所の高さや幅の間数が明記される。これが朱引である(図2)。

イ、「星付」・「字付」

申達書には、「崩処斗星付指遣候間、前度之通於其元朱引字付御末書等為御調可被成候」と

いった文言が記されていることが多い。

一つ目の星付は、「崩処」すなわち土居損壊箇所を示すため、朱引の起点となるように土居に記された目印であると考えられる(図3)。

もう一つの字付に関しては、秋田藩が文化・文政期に編纂した『国典類抄』の中に次のような記事が見られる⁸⁾。

一御城廻り土居崩江戸江御届之下絵図江崩之間数付札=致候而、(中略)

一右之義=付彦九郎源太伺候は、六ヶ年以前卯年江戸江御届之御絵図御書付共ニ、御本丸二ノ丸之字付有之、上中城下中城は土屋敷と斗有之候、(後略)

以上の記事から、字付とは「本丸」「二ノ丸」「土屋敷」などと、絵図へ書き加えられた曲輪や屋敷地などの名称のことを指すと思われる。

ウ、「末書」・「銘書」

これについては、9代藩主佐竹義和^{よしまさ}の時代の事跡を記録した『御亀鑑』^{ごきかん}に掲載されている記事を紹介する⁹⁾。

一秋田 御居城去秋中甚雨=付土居崩有之付、御修補之儀、(中略)

同末書之趣

出羽国秋田居城土居崩之覚

一二丸南方土居壺ヶ所崩申候

一同帯曲輪北方土居壺ヶ所崩申候

一三丸八幡社後北方土居壺ヶ所崩申候

右絵図朱引之通土居崩申候間、以連々如元築直申度奉願候、以上

寛政六甲寅年三月 佐竹右京大夫

御居判

右絵図置候上、銘書左之通

(中略)

出羽国秋田居城絵図

御名

(後略)

以上の記事は、寛政6年(1794)に久保田城の修補申請を行った際のものであるが、この中に末書と銘書の文言が見られる。一つ目の末書とは、図4のように修補願絵図に記載された申請願であることが分かる。

表1 守屋家資料所収の境目奉行申達書（記載内容一覧表）

(凡例)

- ・史料本文中で言及された直近の先例の年代を参考にして、推定される発行年代順に配列した。
一覧表の「通し番号」はこの順番に割り当てている。本文中の史料番号も、この「通し番号」の数字である。
- ・土居損壊に関する同一の案件を取り扱ったと推測される史料について、「同一案件」の欄に記号（a～e）を記した。

通し番号	年	月	先例の年代(直近)	同一案件	対象城郭	境目方の仕立絵図	江戸での仕立絵図(控絵図を除く)	清絵図と老中提出用絵図への朱引など	控絵図(下絵図)への朱引など
1		8	延享3(1746)	a	大館城	【3枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 ・控絵図		境目方では損壊箇所 の星付のみを記入。 朱引・字付・末書は江戸藩邸で 記入。(控絵図も同様か)	(左参照)
2		8	延享3(1746)	a	大館城	【3枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 ・控絵図		境目方では損壊箇所 の星付のみを記入。 朱引・字付・末書は江戸藩邸で 記入。(控絵図も同様か)	(左参照)
3		11	寛政元(1789)		大館城	【3枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 ・控絵図 (全て袋入り)		境目方では損壊箇所 の星付のみを記入。 朱引・字付・末書は江戸藩邸で 記入。	境目方で朱引・字付・末書を記入して 送付。(今回は美濃紙絵図を作成 しないため)
4		7	寛政3(1791)		久保田城	【3枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 ・控絵図 (全て袋入り)		境目方では損壊箇所 の星付のみを記入。 朱引・字付・末書は江戸藩邸で 記入。	境目方で朱引・字付・末書を記入して 送付。(今回は美濃紙絵図を作成 しないため)
5		11	寛政4(1792)		久保田城	【3枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 ・控絵図 (全て袋入り)		境目方では損壊箇所 の星付のみを記入。 朱引・字付・末書は江戸藩邸で 記入。	境目方で朱引・字付・末書を記入して 送付。(今回は美濃紙絵図を作成 しないため)
6		12	寛政4(1792)		久保田城 横手城	【3枚×2件】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 ・控絵図 (全て袋入り)		境目方では損壊箇所 の星付のみを記入。 朱引・字付・末書は江戸藩邸で 記入。	境目方で朱引・字付・末書を記入して 送付。(寛政4年以降、 控絵図に直接記入しているため)
7			寛政7(1795)	b	久保田城 大館城 横手城	【3枚×3件】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 ・控絵図 (全て袋入り)		境目方では損壊箇所 の星付のみを記入。 朱引・字付・末書は江戸藩邸で 記入。	境目方で朱引・字付・末書を記入して 送付。(寛政4年以降、 控絵図に直接記入しているため)
8		6	寛政7(1795)	b	久保田城 大館城 横手城	【3枚×3件】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 ・控絵図 (全て袋入り)		境目方では損壊箇所 の星付のみを記入。 朱引・字付・末書は江戸藩邸で 記入。	境目方で朱引・字付・末書を記入して 送付。(寛政4年以降、 控絵図に直接記入しているため)

- ・一覧表右の「守屋整理番号」は、守屋家資料整理番号の下4桁の数字のみを記載した。
 なお、整理番号の上3桁はいずれも357番であるため（例：357-3151号）、ここでは記載を省略した。

美濃紙絵図について	申請完了後の控絵図の取り扱い	絵図の折り方	土居の損壊規模 (高さ・幅・深さ)	その他	守屋整理番号
【1枚】 軽く彩色し、字付・末書など、延享3年の例に従って作成・送付。	清絵図への記載事項を控絵図に反映させた上で、境目方へ送付。				3151
【1枚】 軽く彩色し、字付・末書など、延享3年の例に従って作成・送付。	清絵図への記載事項を控絵図に反映させた上で、境目方へ送付。				3166
今回は作成せず。 (幕府右筆への問合せを行わず、老中へ絵図を直接提出するためか)	申請後は境目方へ送付。			●絵図を入れる袋 寛政元年の横手城絵図の先例に従って仕立てる。	3163
今回は延引か。	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。			●絵図を入れる袋 寛政3年の大館城絵図の先例に従って仕立てる。	3119
今回は延引か。 (寛政4年に美濃紙絵図の件が延引になった)	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。			●朱引の記入方法 帯曲輪と八幡社後方の損壊箇所について、いずれも朱引を北方へ記すと重なるおそれがある。安永年中の絵図の通り、帯曲輪の朱引は西方へ記す。八幡社後方は鉤の手に(曲げて)朱引・銘書を記す。	3139
	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。			●朱引の記入方法 横手城西方の損壊箇所の朱引が西方角へ懸かってしまう。宝暦10年に幕府右筆から出された指図の通り、朱引を鉤の手に(曲げて)記す。	3203
	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。	大館城絵図は以前より六ツ折りで申請しているため、寛政2年の例に準じる。		●絵図の上書(絵図名か) 大館城絵図の上書も寛政2年の先例に従って記す。 ●絵図の末書 寛政7年の横手城絵図には「崩申候」という文言が省かれている。今回は以前の通り(省略せず)「崩申候」と記す。	3204
	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。	大館城絵図は以前より六ツ折りで申請しているため、寛政2年の例に準じる。		●絵図の上書(絵図名か) 大館城絵図の上書も寛政2年の先例に従って記す。 ●絵図の末書 寛政7年の横手城絵図には「崩申候」という文言が省かれている。今回は以前の通り(省略せず)「崩申候」と記す。また、昨年までは損壊が一か所であっても、一つ書で仕上げていたが、幕府右筆の吟味などを受け、久保田・横手城絵図で一つ書の「一」の字を削除する。	3197

*
1

通し番号	年	月	先例の年代(直近)	同一案件	対象城郭	境目方の仕立絵図	江戸での仕立絵図(控絵図を除く)	清絵図と老中提出用絵図への朱引など	控絵図(下絵図)への朱引など
9		10	寛政7(1795)		久保田城 大館城 横手城	【3枚×3件】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 ・控絵図 (全て袋入り)		境目方では損壊箇所 の星付のみを記入。 朱引・字付・末書は江戸藩邸で 記入。	境目方で朱引・字付・末書を記入して送付。 (寛政4年以降、控絵図に直接記入しているため)
10	文化元?	8	酉年	c	久保田城	【2枚(1部)】 ・下絵図	【4枚?(2部)】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		
11	文化元?	8	酉年	c	久保田城	【2枚(1部)】 ・下絵図	【4枚?(2部)】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		
12	文化12?	10	享和元(1801)	d	大館城	【1枚】 ・下絵図	【2枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		境目方で朱引・字付・末書を記入して送付。
13	文化12?		享和元(1801)	d	大館城	【1枚】 ・下絵図	【2枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		境目方で朱引・字付・末書を記入して送付。
14		11	文化元(1804)		横手城	【2枚】 ・下絵図 (「土居」の2文字を付札で示して再提出) ・銘書のない控絵図	【1枚?】 ・清絵図		
15		10	文政元(1818)	e	横手城	【1枚】 ・下絵図	【2枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		境目方で朱引・字付・末書を記入して送付。

美濃紙絵図について	申請完了後の控絵図の取り扱い	絵図の折り方	土居の損壊規模 (高さ・幅・深さ)	その他	守屋整理番号
	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。	大館城絵図は以前より六ツ折りで申請しているため、寛政2年の例に準じる。			3201
		去る酉年に幕府右筆から指図のあった通り、内折りで仕上げた。		●絵図用紙の枚数 今回の損壊箇所が数十か所に及ぶため、1枚の中に収めることが難しく、老中へも伺いを立てて2枚の用紙で仕立てる。 ●二の丸廊下門について 以前から閉め切りとしているため、絵図でも他の門と異なるように染める。	3123
		去る酉年に幕府右筆から指図のあった通り、内折りで仕上げた。		●絵図用紙の枚数 今回の損壊箇所が数十か所に及ぶため、1枚の中に収めることが難しく、老中へも伺いを立てて2枚の用紙で仕立てる。 ●二の丸廊下門について 以前から閉め切りとしているため、絵図でも他の門と異なるように染める。	3124
	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。	大館城絵図は(他の2城と異なり)これまで手本折り・六ツ折りであったが、享和元年に幕府右筆から指図があった通り、内折り・四ツ折りで提出する。	高さとは幅は絵図へ記載し、深さは以前から記載せず。必要な場合に備え、深さは間数書へ記載。	●絵図裏面の藩主名の有無 これまで大館城絵図に限り裏面に藩主名が記されず、享和元年の控絵図のみに見られるため、その例に準じて記載する。 ●絵図用紙の寸法 これまで六ツ折りであったため、他の2城の絵図よりもやや大きかった。今回から四ツ折りにしたため、他の2城の絵図と同じ寸法で仕立てる。 ●年月干支の記載方法 絵図末書と同様に記載する。	3108
	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。	大館城絵図は(他の2城と異なり)これまで手本折り・六ツ折りであったが、享和元年に幕府右筆から指図があった通り、内折り・四ツ折りで提出する。		●絵図裏面の藩主名の有無 これまで大館城絵図に限り裏面に藩主名が記されず、享和元年の控絵図のみに見られるため、その例に準じて記載する。	3167
	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。 銘書も指示通りに記入して送付。 添付していた享和3年の絵図も、今回の控絵図と一緒に返却すること。			享和3年の横手城控絵図と、同年に発行された老中奉書写を参考書類として江戸へ送付。 ●「土居」の2文字の欠如 享和3年の横手城控絵図に基づいて作成したため、「土居」の2文字を削除してしまった。他の2城の絵図には「土居」の2文字が見られるため、同様に仕立て直したい。 ●銘書について 過去の控絵図を調べたところ、享保元年から文化元年までの横手城絵図で、銘書が他の2城と異なっている。(他の2城の記載に合わせるということか)	3192
	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。		高さとは幅は絵図へ記載し、深さは以前から記載せず。必要な場合に備え、深さは間数書へ記載。		3190

*
2

通し 番号	年	月	先例の 年代 (直近)	同一 案件	対象 城郭	境目方の仕立絵図	江戸での仕立絵図 (控絵図を除く)	清絵図と 老中提出用絵図 への朱引など	控絵図(下絵図) への朱引など
16		10	文政元 (1818)	e	横手城	【1枚】 ・下絵図	【2枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		境目方で朱引・字 付・末書を記入し て送付。
17		9	天保2 (1831)		大館城	【1枚】 ・下絵図	【2枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		境目方で朱引・字 付・末書を記入し て送付。
18		11	天保2 (1831) ※ 「文政8 年」の上 から貼紙		久保田城	【1枚】 ・下絵図	【2枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		境目方で朱引・字 付・末書を記入し て送付。
19		11	天保3 (1832)		久保田城 大館城	【1枚×2件】 ・下絵図	【2枚×2件】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		境目方で朱引・字 付・末書を記入し て送付。
20		11	天保4 (1833)		久保田城	【1枚】 ・下絵図	【2枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		境目方で朱引・字 付・末書を記入し て送付。
21		6	天保10 (1839)		久保田城	【1枚】 ・下絵図	【2枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図 (いずれも先例の 通り「間似合」へ 記す)		境目方で朱引・字 付・末書を記入し て送付。
22		10	(昨年)		久保田城	【1枚】 ・下絵図	【2枚】 ・清絵図 ・老中提出用絵図		境目方で朱引・字 付・末書を記入し て送付。

(一覧表掲載史料に関する注釈：史料番号は守屋家資料整理番号の下4桁を表記)

*1 3204号文書は2枚の紙に分かれているため、3204-1号と3204-2号に分けて整理している。ただし、記載内容からいずれも3197号文書の下書きと判断される史料であり、継ぎ目部分が剥がれて2枚に分かれてしまったものであるため、上記一覧表では一括して掲載した。なお、後半部分が欠損している。

*2 3167号文書は3108号文書と同一の内容が記された史料であるが、後半部分が欠損している。

美濃紙絵図について	申請完了後の控絵図の取り扱い	絵図の折り方	土居の損壊規模 (高さ・幅・深さ)	その他	守屋整理番号
	申請後は境目方へ送付。 不具合があれば修正してから送付。		高さとは幅は絵図へ記載し、深さは以前から記載せず。必要な場合に備え、深さは間数書へ記載。		3200
	境目方が作成した下絵図は、江戸藩邸で保管。 江戸藩邸で作成した控絵図は、老中奉書写と共に境目方へ送付。		高さとは幅は絵図へ記載し、深さは以前から記載せず。必要な場合に備え、深さは間数書へ記載。		3153
	境目方が作成した下絵図は、江戸藩邸で保管。 江戸藩邸で作成した控絵図は、老中奉書写と共に境目方へ送付。不具合があれば修正してから送付。		高さとは幅は絵図へ記載し、深さは以前から記載せず。必要な場合に備え、深さは間数書へ記載。		3133
	境目方が作成した下絵図は、江戸藩邸で保管。 江戸藩邸で作成した控絵図は、老中奉書写と共に境目方へ送付。不具合があれば修正してから送付。		高さとは幅は絵図へ記載し、深さは以前から記載せず。必要な場合に備え、深さは間数書へ記載。		3210
	境目方が作成した下絵図は、江戸藩邸で保管。 江戸藩邸で作成した控絵図は、老中奉書写と共に境目方へ送付。不具合があれば修正してから送付。		高さとは幅は絵図へ記載し、深さは以前から記載せず。必要な場合に備え、深さは間数書へ記載。	●絵図の末書 損壊が一か所のみであっても、(末書の一つ書に)「一」と記すのが寛政年間の先例であったので記した。もし不具合があれば訂正すること。	3112
	境目方が作成した下絵図は、江戸藩邸で保管。 江戸藩邸で作成した控絵図は、老中奉書写と共に境目方へ送付。不具合があれば修正してから送付。		高さとは幅は絵図へ記載し、深さは以前から記載せず。必要な場合に備え、深さは間数書へ記載。		3113
	境目方が作成した下絵図は、江戸藩邸で保管。 江戸藩邸で作成した控絵図は、老中奉書写と共に境目方へ送付。不具合があれば修正してから送付。		高さとは幅は絵図へ記載し、深さは以前から記載せず。必要な場合に備え、深さは間数書へ記載。		3127



図1 寛政4年(1792)「出羽国秋田居城絵図」
(守屋 357-6013号)

※ 図2～図4はいずれも図1の部分写真である。

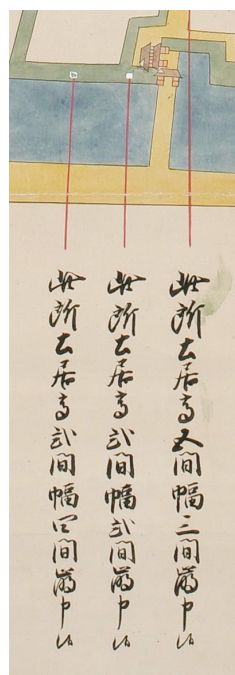


図2 「朱引」

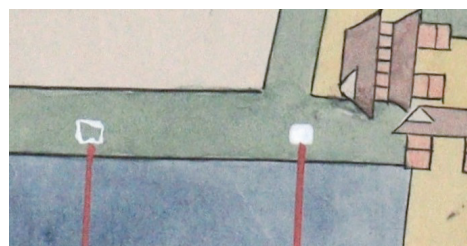


図3 「星付」(計2か所)

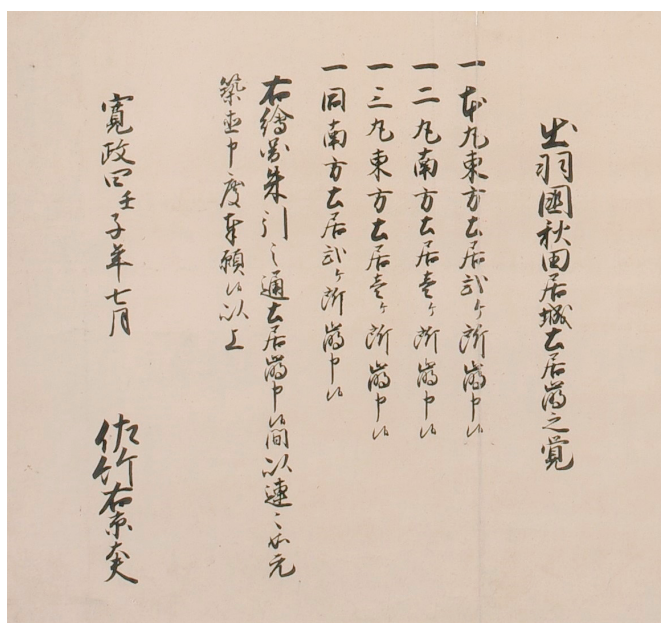


図4 「末書」

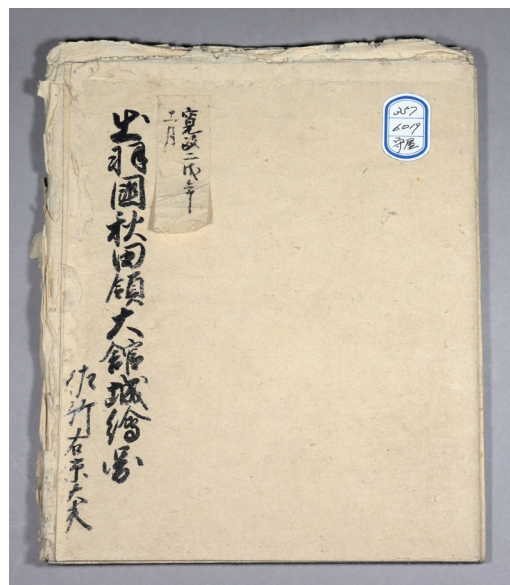


図5 「銘書」(絵図の裏面)
※ 寛政2年(1790)「出羽国秋田領大館城絵図」
(守屋 357-6019号)

もう一方の銘書とは、絵図裏面（折りたたんだ絵図の外側に見える紙面）や絵図袋に記された表題や藩主名のことであると考えられる（図5）。ただし、申達書の中には、「朱引に添えられた文言」を指す意味で銘書という用語が用いられている例も見られるため（史料5など）、注意が必要である。

2 城郭修補申請に必要な絵図の種類・枚数

表1を見ると、境目方で作成（＝「仕裁」）された修補願絵図の枚数や種類が、時期によって異なることが分かる。以前、拙稿でも指摘しているが¹⁰⁾、まずはこの点から詳しく取り上げたい。

大名の城郭修補申請に関する多くの研究を残した白峰旬氏は、「伺下絵図・清絵図・月番老中控絵図・大名側控絵図」と、申請を行う大名が最低でも同一種4枚の絵図を作成していた、という見解を提示している¹¹⁾。この点を踏まえ、秋田藩境目方の申達書から読み取れる事例を、3つの時期に区分して取り上げることとする。

（1）第1段階：18世紀中頃（史料1～2）

始めに、延享3年（1746）の先例が引用されている申達書（史料1）の前半部分を提示する。

【史料1／守屋3151号】

覚

一大館御城土居崩御絵図 三枚

但崩所斗星付指遣候間、前度之通於其元朱引字付御末書等為御調可被成候

内壹枚 公儀江被指出候分

同壹枚 御月番御老中江

同壹枚 御控絵図

一同所美濃紙御絵図 壹枚

右者御右筆組頭衆へ御聞合＝被指遣候御絵図＝御座候、延享三寅年御右筆与頭橋本喜八郎殿御聞合＝而相済候土居崩御絵図御本図之通、彩色軽く致、字付御末書等茂、其節御本図＝随相調指遣申候

一右御絵図御祐筆組頭衆御聞合＝而 公辺江納候御絵図御調方之通、無相違御控御絵図江為御調、此方へ可被指下候

（後略）

史料冒頭部によると、境目方で3枚の絵図を作成し、その内訳が幕府提出用絵図（清絵図）、老中提出用絵図、控絵図であったことが分かる。この3枚の絵図には損壊個所の星付のみ記され、朱引・字付・末書は江戸藩邸において書き加えられることになっていた。

清絵図への朱引等の記入について、享保年間を期に江戸で行われるようになったことは、以前拙稿でも指摘した¹²⁾。ところがこの史料によると、清絵図や老中提出用絵図だけでなく控絵図にも星付しか記されていなかったことになる。享保年間の事例からは、控絵図（下絵図）への朱引・字付等は国元で記入していることがうかがえるため¹³⁾、遅くとも延享年間以降には控絵図の朱引等も江戸で記入するように改められたものと推測される。

このことにも関連して注目されるのが、「美濃紙御絵図」の存在である。史料1によると、幕府右筆（祐筆）組頭（与頭）へ事前の問い合わせを行う際に用いられた絵図であると考えられる。他の3枚の絵図とは異なり、美濃紙絵図には字付・末書等が記入された状態で江戸へ送付されていた。

以上、この時期の秋田藩境目方では、清絵図・老中提出用絵図・控絵図・美濃紙絵図の計4種の修補願絵図を作成し、江戸藩邸へ送付していたことが分かる。

ここで美濃紙絵図について少し詳しく見ていきたい。他藩の史料ではあるが、美濃紙を用いて城郭修補願絵図を作成した事例が確認できるので、次のとおり紹介する¹⁴⁾。

一石垣土居此度崩所御繕普請年内中御伺御証文御取置、来春雪消次第普請取掛申積候間、可被得其意候、就夫先頃遣候御城絵図を美濃紙＝而御城形斗いか様＝茂透写、石垣土居崩所高幅并東西南北、且御本丸・二丸又者何御門より崩所何之方と銘々崩所＝細字＝書付可被指越候、（後略）

上記の記事は、上野国高崎藩から越後国村上藩へ転封となつて間もない時期の間部詮房まなべあきふさに関する史料の一部であり、享保2年（1717）に江戸から国元の城代家老へ宛てられた御用状の写しであ

る¹⁵⁾。引用した箇所には、新たな居城となった村上城の修補申請の段取りや許可取得後の対応などが記されている。注目すべき点は、「先頃遣候御城絵図を美濃紙^ニ而御城形斗いか様^ニ茂透写」と書かれている部分である。過去に作成した城絵図の上に美濃紙を重ねて「御城形」を透写（トレース）し、そこに必要な各種文字情報を書き込むことによって新たな修補願絵図を作成した状況が読み取れる。

先に言及した秋田藩の美濃紙絵図も、おそらく同様の手法で作成されたものではないかと推測される。いずれの藩においても、過去の控絵図を原図として新規の城郭修補願絵図を作成したであろうことは想像に難くない。原図からの写し間違いを防ぐという意味においても、美濃紙への透写という手法をとることが有効であったのであろう。村上藩においては不明であるが、少なくとも秋田藩の場合、透写して作成した美濃紙絵図は、前述の通り幕府右筆への事前伺いの際に用いられた。そして、右筆の点検結果を踏まえた上で、文字情報がほとんど記載されていなかった清絵図・老中提出用絵図・控絵図にも朱引・字付・末書が新たに書き加えられ、完成に至ったわけである。

（2）第2段階：18世紀末頃（史料3～9）

次に、史料3の申達書の前半部分を以下の通り示す。

【史料3／守屋3163号】

覚

一大館 御城土居崩御絵図三枚、以前之通仕立置、公儀江被差上候御絵図并御用番御老中江被差出候御絵図者、崩処斗星付差遣候間、毎度之通於其元朱引字付御末書等為御調可被成候、御控絵図壹枚、崩処朱引字付御末書相調差遣候

内壹枚 公儀江被指上候分

但船廻大枓袋入

同壹枚 御用番御老中江

但右同断

同壹枚 御控絵図

但右同断

一御右筆組頭衆江為御聞合被成置候御絵図有之

ニ付、寛政元酉年十二月横手御城土居崩御絵図被為差登候砌、美濃紙御絵図御仕立朱引御銘書致差遣候処、宝暦五亥年同七丑年横手御城土居崩御頼之節、御右筆衆江御聞合等之儀茂無之、直々御用番江被差出候ニ付、去年中茂右御例之通直々御用番鳥居丹波守様江被差出候間、美濃紙御絵図御用無之被返置候ニ付、此度者美濃紙御絵図御仕立之儀者御延引被成置候

一寛政元酉年十二月横手 御城土居崩御絵図
〔平出〕言上之節、三枚共朱引御銘書不仕被為差登候得共、此度之儀者美濃紙御絵図御仕立無之候間、御控絵図江朱引御銘書仕差遣候、言上相済候ハ、直々可差下候
(後略)

順序が前後するが、先に美濃紙絵図から見ていきたい。引用されている宝暦年間等の事例では、右筆への事前問い合わせを経ずに月番老中へ直接修補願絵図を提出しており¹⁶⁾、そのような場合には美濃紙絵図を用いなかったものと思われる。史料3の申請時も詳細は不明であるが、美濃紙絵図は「延引」「仕立無之」、つまり作成されずに終わった。史料4・5でも同様の文面が綴られ、作成されなかったことが読み取れる。更にそれ以降の申達書になると、美濃紙絵図に関する言及自体が一切見られなくなる。

ただしこのことは、以後全ての修補申請で右筆への事前問い合わせをとまわなくなったことを意味するわけではない。これ以降の修補申請においても、右筆から指示があった事例を他の史料から見出すことはできるため（表1）、右筆へ問い合わせる場合も美濃紙絵図を使わなくなったということだろう。

美濃紙絵図が作成されなくなったことと連動して、他の3種の絵図にも変化が生じている。境目方が清絵図・老中提出用絵図・控絵図の3枚を仕立てていること自体は、先に見た（1）節の時期と変わらない（ただし袋入りであることが明記されている）。しかし、従来は3枚の絵図いずれにも朱引等を記さず江戸へ送付していたのに対し、史料3の申請時には、境目方は控絵図に限り朱引等を記載している。史料3からは、美濃紙絵図を

作成しなくなったことへの代替措置であると読み取れるが、控絵図のみに朱引等を記すという点では、先に紹介した享保年間の仕立手順へ回帰したとも言えるのかもしれない。いずれにせよこれ以降、境目方は控絵図（下絵図）のみに朱引・字付・末書を記入して江戸へ送付する、という原則が確立することとなったと考えられる。

（3）第3段階：19世紀前半（史料10～22）

【史料12／守屋3108号】

覚

大館 御城土居崩御本図御下絵図壹枚、仕裁指遣候間、享和元酉年被相改候通、〔平出〕公儀江被差上候御絵図并御用番御老中江被指上候御絵図、於其表御仕裁可被成候

一以前之通御控御絵図江朱引字付御末書相調遣候間、〔平出〕言上相済候ハ、可被指下候、尤御振合違候処有之候ハ、其所被相印可被差下候

（後略）

文化12年（1815）に出されたと考えられる史料12については、以前拙稿でも紹介しているため繰り返しになるが¹⁷⁾、境目方で作成・送付しているものは下絵図1枚のみと書かれている。残る清絵図と老中提出用絵図については、この下絵図（史料中の「御下絵図」と「御控御絵図」は同一の絵図を指すと思われる）を参考にして江戸で作成するように依頼をしている。このような変更の契機となったのは、享和元年（1801）の改定であるとのことだが、詳細は不明である。

なお表1にもある通り、文化元年（1804）のものと思われる史料10・11の申請時には、土居の損壊箇所が数十か所にも及んでいたため、2枚の紙を用いて絵図を作成するという特異な事態も発生している。ただこの場合は、2枚の用紙で1点の修補願絵図を構成しているわけであるから、史料12と同様に下絵図1枚と解釈して差支えない。これに対し史料14では、境目方が当初提出した絵図に「土居」の2文字が欠如している等の不備があったため、付札を貼った下絵図と更にもう1枚の控絵図の計2枚を再提出するという旨が述べられている。この史料14については通常の

指示・連絡とは異なる例外的な事例として、区別して捉えたほうが良いだろう。

また、前節で触れた通り美濃紙絵図は作成されなくなったため、幕府右筆へ事前に伺いを立てる際には下絵図を持参したものと考えられる。

以上、19世紀前半にあたる史料10以降の時期になると、境目方で作成する修補願絵図は原則として下絵図（控絵図）1枚（1城郭につき1枚）のみとなることが分かる。一方で、清絵図と老中提出用絵図の2枚は、境目方から送付された下絵図を参考にして江戸藩邸において仕立てられることとなった。なお史料21を見ると、清絵図と老中提出用絵図について、「於其表先例之通、間まにあい似合江御認御仕裁可被成候」とあり、間まにあい合（間似合）紙を用いて作成されていたことも確認できる。

3 修補申請後の事後処理

一 控絵図の返送・保管に関して一

申達書には、幕府へ修補願絵図を提出した後に関する指示事項も見られる。具体的には、幕府への申請が済んだ後、控絵図を境目方へ送付すること、という指示文が原則として盛り込まれている。例えば前章（2）節で紹介した史料3には、「御控絵図江朱引御銘書仕差遣候、言上相済候ハ、直々可差下候」という文言が記されており、境目方が控絵図の返送を依頼していることが分かる。

また、控絵図を単にそのまま境目方へ返送すれば良いというわけではなかった。何らかの不備・不具合があれば該当箇所を修正したり、あるいは幕府へ提出した清絵図との間に齟齬が生じないように、清絵図の内容を控絵図へ反映させたりすることなどが求められていた。前者については「以前之通御控御絵図江朱引字付御末書相調遣候間、言上相済候ハ、可被指下候、尤御振合違候処有之候ハ、其所被相印可被差下候」（史料12）、後者については「右御絵図御祐筆組頭衆御聞合ニ而 公辺江納候御絵図御調方之通、無相違御控御絵図江為御調、此方へ可被指下候」（史料1）などと前章で紹介した史料に記されていることから確認できる。

秋田藩において、境目方が過去の事例や経緯

を手がかりにして城郭修補申請を行っていたことは、計22点の申込書に記されている通りである。幕府への申請後に控絵図を確実に回収することは、過去の事例をデータとして蓄積する上で不可欠な作業であったことは言うまでもない。

ところが表1を見ると、江戸から国元（境目方）への控絵図返送について、ある時期を境にして変化が生じていることが読み取れる。

【史料17/守屋3153号】

（前略）

一以前之通御控御絵図朱引字付御末書相調遣候間、〔平出〕言上相済候ハ、此方より為差登候御絵図者其表江被留置、其表ニ而御仕裁之御控御絵図并御奉書写共此方江可被差下候、尤御振合違候所有之候ハ、其所被相印可被差下候

（後略）

上記の史料も大館城の修補申請に関するものであり、天保2年（1831）の先例が引用されている。この申込書によると、境目方が作成した控絵図の他に、「其表」すなわち江戸藩邸において別途仕立てられた控絵図があったことが分かる。注目すべき点は、それまで境目方への返送が義務づけられていた前者の控絵図を江戸藩邸で保管するように指示していることである。その代わりに、江戸藩邸で作成された後者の控絵図に修正事項等が書き込まれ、修築許可を伝える老中奉書写と共に境目方へ送付されることとなった。同様の文言は、それ以後に発行された申込書にも欠かさずに記載されている。また守屋家資料には、江戸留守居から境目方へ宛てて送られた年代不詳の「江戸留守居役連署状」（守屋3184号）がある。その中でも、

然処其表（＝境目方）より被指登候御絵図者此表（＝留守居）御控＝相成、此表にて被成御仕裁候御控御絵図并御奉書御写とも指下候儀者御先例＝付、近使指下候様被仰越致承知候という記述が見られ、境目方と江戸藩邸との間で、控絵図が事実上取り交わされる結果となった状況がうかがえる。

以上の通り、天保年間以降には控絵図に関する取り決めが改められ、境目方と江戸藩邸の双方で

同一案件の控絵図を所持することとなった。変更に至った経緯は不明であるが、これによって城郭修補に関する過去の情報を境目方と留守居で共有できることとなるため、誤りや齟齬のない修補申請を確実に執り行うことを目指していたのではないだろうか。

4 絵図様式の統一を図る伝達・確認事項

2章と3章では、絵図の種類・枚数、及び申請後の控絵図返送をめぐる指示など、修補申請の段取りに関わる問題を中心に取上げた。続いて、修補願絵図自体の体裁や様式について、境目方からいかなる伝達事項があったのか見ていきたい。

申込書に記された、絵図の体裁や記載内容等に関する項目は、表1に見える通り多岐にわたっている（主に表1「その他」の欄にまとめた）。ここでは、体裁や記載の変更・訂正に関する主な事例を以下の通り列挙する。

ア) 絵図の折り方

大館城絵図はこれまで六ツ折りで仕上げていたが、他の2城と同様に四ツ折りで提出することとなった。また他の2城についても、従来の「手元折り」から「内折り」へ改められた。（史料7～13）

イ) 絵図用紙の寸法

大館城絵図は他の2城の絵図よりもやや大きかったため、同じ寸尺で仕立てることとなった。（史料12）

ウ) 絵図の上書・銘書（いずれも絵図表題や藩主名のことか）

大館城絵図は、直近の先例にならって上書を記すことが指示された。（史料7・8）横手城絵図では、他の2城と銘書が異なることが指摘された。（史料14）

エ) 絵図裏面の藩主名

大館城絵図に限りこれまで記されていないため、過去の控絵図に準じて記載することとなった。（史料12・13）

オ) 絵図の末書（「崩申候」の文言）

横手城絵図に「崩申候」の文言が省略されていたため、従来通り省略せず記入した。（史料7・8）

カ) 絵図の末書（損壊が一か所の場合）

昨年までは損壊が一か所であっても一つ書で仕上げていたが、幕府右筆の判断を受けて、一つ書の「一」の字を削除した。（史料8）

一方で、損壊が一か所であっても「一」と記するのが寛政年間の先例であるので削除せず、とした事例もあり。（史料20）

キ) 「土居」の2文字

横手城絵図で「土居」の2文字が削除されていたため、他の2城の絵図と同様に、「土居」の2文字を記して仕立て直した。（史料14）

以上の各種事例からは次のような点を指摘できる。第一は、久保田・大館・横手の各城絵図の間で体裁や記載等に微妙な差異が生じており、境目方としてはその差異を解消して様式の統一化を図ろうとしている点である。以前、拙稿で秋田藩の城郭修補願絵図を分析した際、享保末期（1730年代中頃）には絵図の様式が整備・統一されたという見解を示したが¹⁸⁾、今回取り上げた申達書は18世紀中頃から19世紀前半にかけて発行された文書である。すなわち、18世紀後半以降になっても様式の差異が引き続き指摘されており、用紙の規格や細かな文言の記述などをめぐり、その都度修正が加えられていたことが分かる。

ここで注目すべきは、上記ア～キを見ても明らか通り、様式の差異を解消するために修正が行われたのは概ね支城の大館・横手の城絵図であるということである。逆に、大館・横手の城絵図に合わせて久保田城絵図の修正を実施した例はほとんど見られない。藩主居城である久保田城の絵図を基準として、修補願絵図の様式統一が進められたものと推測される。加えて当然のことではあるが、「御右筆格別之吟味を以」（史料8）、「享和元酉年御祐筆方御指図之通」（史料12）などと書かれているように、幕府右筆からの指示が様式決定の根拠になっていることも付け加えておく。

第二に、境目方が過去の事例や経緯を必ずしも正確に記録・整理していたとは限らないケースが散見される点も指摘したい。

【史料14／守屋3192号】

（前略）先達被差登候御絵図=土居之二字無之=付、右御絵図被差下候、（中略）横手御城城茂享保元より（中略）土居之二字有之候、乍併〔平出〕言上御絵図御近例=基キ被指出候者先年より之御振合故、先達被指登候御絵図享和三亥年言上被成置候横手御控絵図=基キ御仕裁被差登候、享和三以来横手御城城手崩仰立無之候、其節土居之二字御除キ被成候訳吟味致候得共、訳柄ハ相見得不申候、（中略）右之通候ハ、享和三亥年ハ御控之通=而相濟候事=無相違相見得候得共、万一清御絵図江土居之二字御書加へ候処、不被相直被指下候とも可有之候哉、仮令享和三亥年=限土居之二字被相除〔平出〕言上相濟候とも、外御両城土居之二字連綿有之候間、御三城御同様御仕裁=而相納候様=致度存候、（後略）

上記史料は先に挙げたキの事例で、修補対象は横手城である。史料14の申請時には、享和3年（1803）の横手城控絵図を参考にしていたため、当初作成した下絵図には「土居」の2文字が記されなかった。ところが、そのことが原因で下絵図は境目方へ差し戻され、「土居」の2文字を書き加え、他の2城の絵図と同様式を揃える方向で改めて対処したようである。史料からは境目方が困惑している状況も伝わってくる。

ここで問題となるのは、

- ・なぜ享和3年の横手城控絵図に限って「土居」の2文字が削除されたのか、理由が分からないと述べていること。
- ・同年の清絵図には「土居」の2文字が書き加えられて幕府へ提出された可能性も指摘しているが、その場合は手元の控絵図の修正を怠っていたことになること。

などである。なお、当館や秋田県公文書館に現存する土居修築に係る城絵図を見る限り、「土居（土手）」の2文字が省略されているものを確認することはできない。それを踏まえると、「土居」の2文字が記されない修補願絵図はかなり珍しいものであり、明らかな過失であったのか、あるいは何か特別の事情があったとしか考えられない。そのような特殊な事案であれば、境目方で確

実に記録として残す必要があったにもかかわらず、それが不十分であったためか、組織で情報を共有・継承することができなかつたものと思われる。

似たような状況は、先のエ（絵図裏面の藩主名）からも指摘することができる。要約すると、「これまで大館城絵図の裏面には藩主名が記されてこなかったが、例外的に享和元年の控絵図裏面には記されている。ところがそのように改めた理由を伝える記録は残っていない」といった内容である。また、カ（損壊が一家所の場合の一つ書）からは、同様の事態が生じた場合であっても、異なる対処をしていることが確認できる（史料8・20）¹⁹⁾。カの場合も、記録の不備、あるいは記録が十分に活用されなかつたことに起因して起こった可能性が考えられる。

以上、絵図様式の統一を図る文言を取り上げてみた。特殊な事態が発生した場合等には、記録の不備なども相俟って境目方が対応に苦慮したことも見受けられるものの、絵図の体裁や記載について江戸藩邸へ細かく伝達していた状況がうかがえる。そして、幕府右筆からの指示に従いつつ、3城の絵図様式を統一するという方向性（＝久保田城絵図を基準として統一する方向性）で、境目方が修補申請に臨んでいたことも確認できる。

前述の通り、現存する申達書は18世紀中頃以降のものであり、当該期になつても秋田藩では城絵図様式の細かな確認・修正が続けられたことは間違いない。ただし、文政年間以降に発行されたと推測される申達書（史料15～22）になると、絵図様式に関する多岐に及ぶ伝達事項は見られなくなり、申達書の「定型文」化が進むようになる。19世紀前半に至ると、過去の事例が整理されたためか、絵図様式の不一致が生じることも少なくなり、細かな伝達・確認事項が不要となつたことを物語っているのではないだろうか。

5 申達書の「定型文」的伝達事項

前章で紹介したような絵図の記載内容に関わる伝達事項ではあるが、記載の修正・変更を伝えるものではなく、いわば定型文のように申達書に記された確認項目について最後に取り上げる。ここ

では主に、土居損壊規模（高さ・幅・深さ）の記載に関する伝達事項について触れる。

以下の申達書は、横手城の城郭修補に係るものであり、文政元年（1818）の先例が本文中で引用されている。

【史料15／守屋3190号】

（前略）

一崩処高幅而已御絵図江相印、深以前より印不申候得共、若御入用も難斗、別紙間数書江相調遣申候、以上

十月

御境目奉行

申達書には、上記のような文言が記載されていることが他にも多く見受けられる。1章で触れた通り、秋田藩の城郭修補願絵図には土居の損壊箇所を図示する朱引が記され、損壊規模（高さ・幅の間数）が明記される。上記箇条はそのことに関する境目方からの連絡であるが、加えて損壊の深さについては以前から絵図に記入していない旨を伝えている。損壊の深さは絵図へ直接記載しない代わりに、「別紙間数書」に記録されていたのである。上記の伝達事項は、文化12年（1815）に出されたとされる史料12の申達書が初見であるが、以後発行された申達書には一部の例外を除いて一貫して記されている。

一方、秋田藩の修補願絵図の中には、土居損壊箇所の高さ・幅に加えて深さの間数が記されているものも例外的に確認できる²⁰⁾。ただし、これらは元禄～享保年間の久保田城の絵図に限られる。前述の通り秋田藩の修補願絵図は、享保末期には末書（申請願）の文言や土居・堀などの彩色が統一されるようになり、それにとまって損壊箇所の深さを絵図へ記載する事例も一切見られなくなる²¹⁾。

さて、先ほど掲載した史料15の中に記されていた「別紙間数書」とは、1章で触れた「土居崩」文書の様式Cに分類した間数書（間数書付）に該当する²²⁾。

【守屋3132号】

御居城土居崩之覚

一三丸西方高式間三尺幅式間深式尺

一同西方高壺間幅四間深壺尺

一同西方高壺間壺尺幅四間深壺尺

右之通=御座候、高幅前度之通御絵図江相調
候得共、若深御用御座候哉与書付指遣申候、
以上

十月

御境目奉行

上記の間数書は久保田城の修補申請の際に作成されたものであり、土居損壊箇所の高さ・幅・深さが一件ずつ明記されている。また、一つ書に続く本文には先程引用した申達書と類似した内容の文言が見られ、申達書と共に修補願絵図に添付されていた文書であることが分かる。絵図へ直接記載されることになかった損壊箇所の深さの情報を、この間数書によって江戸藩邸の留守居へ伝達していたのである。ちなみに、発行年代が特定できる間数書のうち、最も早いものは寛政2年（1790）の史料である²³⁾。従って、申達書の中に「高さ・幅・深さ」の項目が盛り込まれ始めた時期（文化12年頃）に先立って、間数書自体はすでに作成されていたことをここで補足しておく。

もっとも江戸藩邸において、損壊箇所の深さの情報を必要とする場面（「深御用」）が実際にあったのかどうかは不明である。ただ、「深御用」の有無を問わず、絵図に記載されていない深さの情報が江戸へ届けられていたことには間違いない。

この他、表1への掲載は省略したが、申達書に頻出する項目としては、次のようなものがある。一つは、城門の名称を不記載とする確認事項であり、ほとんどの申達書の中に定型文として盛り込まれている。例えば、「御三城共=御門前々より為指名無之趣被仰達、字付無之候間、若御吟味候ハハ、可被仰達候」（史料1）といった類いの文言がこれに該当する。確かに、現存する秋田藩の城郭修補願絵図の中で、城門の名称が記されているものを見出すことはできず、上記の確認事項の通りであったことがうかがえる。

もう一つは、藩主花押に関する確認事項であり、これは全ての申達書に必ず記載されている。絵図については原則として「御居判有之候」と明記され、藩主の花押を据えることになっていたが、藩主幼少期は印判と脇書で済ませる代替措置がとられたようである（史料14～16）。また、

絵図に添えて幕府へ提出された御注書（「土居崩」文書の様式B）については「御判無之候」とあり、藩主花押が不要であったことが分かる²⁴⁾。

おわりに

以上、境目奉行申達書に記載されている内容を整理することで、秋田藩境目方がいかなる点に留意して城郭修補申請を執り行ったのか考察してみた。また、現存する申達書の発行時期（18世紀中頃～19世紀前半）に見出すことのできる絵図作成手順や事後処理の変化についても、可能な限り明らかにすることに努めた。その結果、以前の論考の見直しや修正を求められる点がいくつか生じた。

例えば、修補申請にあたり作成された絵図の種類・枚数については、18世紀中頃に見える美濃紙絵図も加えることで、その変遷を改めて捉え直すこととなった。また、城郭修補願絵図の様式については、細かな部分での不一致が18世紀後半以降も発生していたことが明らかとなった。境目方にとって、絵図様式の統一化を実現することが引き続き課題となっていたことは、前述の通りである。この点については、組織における記録の作成・保存、ならびに情報の共有・継承という問題も大きく影響しているように感じられる。

今後、本稿に対して各方面よりご意見やご指摘をいただければ幸いである。

追記

当館で守屋家資料の整理作業に取り組んでいる古文書整理ボランティアの活動によって、新たな城郭修補願絵図が発見された。二の丸西方の土居修築を申請するため、延享3年（1746）11月付で作成された横手城絵図である（守屋家資料仮整理番号：L-68）。新出史料として、概要のみ以上の通り報告する。

注

- 1) 当館所蔵の守屋家資料については、畑中康博「守屋家資料の整理－秋田県立博物館友の会古文書整理ボランティアの発足と共に－」（『秋田県立博物館研究報告』40号、2015年）を参照のこと。
- 2) 黒川陽介「守屋家資料の城郭修補願絵図－秋田藩における修補申請の実態－」（『秋田県立博物館研究報告』47号、2022年：以下、論文1と略記）、同「守屋家資料の秋田藩『土居崩』文書－城郭修補申請に係る史料の分析と考察－」（『秋田県立博物館研究報告』49号、2024年：以下、論文2と略記）。
- 3) 新堀道生「国絵図と藩政－秋田藩を事例に－」（『秋田県立博物館研究報告』31号、2006年）。
- 4) 黒川前掲論文2（注2）。
- 5) 本稿の表1は、黒川前掲論文2（注2）に掲載している表2と対応しており、表中の通し番号（1～22）と該当史料も一致する。
- 6) 黒川前掲論文2（注2）。
- 7) 『大日本古記録』梅津政景日記4、岩波書店、1957年、202頁。
- 8) 『国典類抄』10巻、軍部全、秋田県教育委員会、1980年、28頁。引用記事は享保13年（1728）7月のものである。
- 9) 『御亀鑑』2巻、江府（2）、秋田県教育委員会、1989年、350～351頁。
- 10) 黒川前掲論文2（注2）。
- 11) 白峰旬『日本近世城郭史の研究』校倉書房、1998年、第2編第3章。
- 12) 黒川前掲論文1（注2）。
- 13) 黒川前掲論文1（注2）。
- 14) 『高崎史料集』間部家文書、高崎市教育委員会、1988年、282頁。引用記事は享保2年（1717）のものである。なおこの史料は、白峰旬『幕府権力と城郭統制－修築・監察の実態－』岩田書院、2006年、第1部第2章、83頁で紹介されており、同書によってその存在を知ることができた。
- 15) 山田武麿「間部家文書によせて」、近藤章「解説」（いずれも前掲『高崎史料集』間部家文書（注14）に収録）。
- 16) なお白峰旬氏は、居城修補申請の手続きについて、「月番老中に下絵図等を提出する前に幕府表右筆組頭の内覧を受け文言の訂正」を行うという過程が、江戸時代中期以降整備・定形化したという見解を示している（前掲著書（注11）、第2編第3章、第2編終章）。しかし本稿で紹介した通り、宝暦年間に至っても、右筆の内覧を受けず老中へ直接絵図を提出している事例が一部で確認できることも、ここで指摘しておく。
- 17) 黒川前掲論文2（注2）。
- 18) 黒川前掲論文1（注2）。
- 19) 一か所のみ土居修築を申請した絵図の事例として、弘化3年（1846）の「出羽国秋田領大館城絵図」（秋田県公文書館所蔵、県C-194）がある。この絵図の末書には、表題に続いて「本丸北方土居壺ヶ所」とあり、一つ書の「一」の字や「崩申候」という文言は省略されている。一方、本稿「追記」で新出史料として紹介した延享3年（1746）の横手城絵図も、土居損壊箇所は一か所のみである。ところがこちらは、「一」の字も「崩申候」も省略していない。
- 20) 元禄16年（1703）「出羽国秋田居城絵図」（守屋357-6010号）、享保13年（1728）「出羽国秋田居城絵図」（守屋357-6011号）。詳細は黒川前掲論文1（注2）を参照のこと。
- 21) 黒川前掲論文1（注2）。
- 22) 黒川前掲論文2（注2）。
- 23) 守屋357-3162号。詳細は黒川前掲論文2（注2）に掲載している表1を参照のこと。
- 24) 黒川前掲論文2（注2）。